外国人介護人材受入促進事業に係るＱ＆Ａ

外国人介護人材受入促進事業について、想定される問い合わせとそれに対する回答をまとめましたので、申請にあたっての参考としてください。

**【事前協議に関すること】**

Q：事前協議に申請したら必ず補助の対象となるのか。

Ａ：事前協議に申請したからといって必ず補助対象になると限りません。

予算に限りがあるため、申請件数や提出書類を審査のうえ補助対象となる事業者を決定します。

Q：補助基準額は50万円とあるが、1法人あたりの金額になるのか。

A：1法人あたり50万円の補助基準額となります。

Q：事前協議の申請ができる対象施設等はどこになるのか。

A：老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業を行っている外国人介護人材の受入れが可能な施設等が対象となります。

Ｑ：大阪府に事業所はあるが、法人所在地が他都道府県にある場合は対象となるのか。

Ａ：大阪府内の事業所のための採用活動である場合は対象となります。

Ｑ：日本国内での外国人介護人材採用に係る取り組みは対象となるのか。

Ａ：対象外となります。海外現地での外国人介護人材採用に係る取り組みが対象となります。

Ｑ：今回の補助金を活用した場合、必ず採用につなげなければならないのか。採用でき

なければ補助金は出ないのか

Ａ：採用計画に基づき現地で活動をした結果として採用に繋がらなかった場合は、その理由

等も含めて報告をお願いします。その後の経過をおたずねする場合がございますのでご留

意ください。

Q：現地の生活・文化風習等の事前調査として、現地の施設を見学するといった内容は対象

になるのか。

A：一般的に観光場所として訪問される場所は対象外となります。

**【対象経費について】**

Ｑ：外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は補助対象となるのか。 Ａ：対象外となります。

Ｑ：監理団体に対して支払う監理費や、登録支援機関に対して支払う支援委託手数料は補助

対象となるのか。

Ａ：対象外となります。

Q：施設職員が現地の外国人介護人材の獲得のため、海外滞在に在住している法人の職員の

給料は対象となるのか。

A：施設職員が現地に行かれた際に発生する給料は対象とはなりません。現地の外国人介護人材の獲得を強化するため、法人の職員を臨時職員等として雇用した場合等の本事業に従事することによって生じる給料が対象となります。

Q：職員手当について、法人の旅費規定において規約があるのですが、対象としてもよいか

A：明確に法人において海外出張にかかる手当支給の規定がある場合のみ対象とします。

海外滞在に伴って、別途支払われる諸手当は対象として構いませんが、その手当に旅費等が入る場合、実費分を補助金対象経費として申請する場合など重複する経費にかかるものを対象とすることは不可です

Q：食糧費とは、どういうものが対象となりますか。

A：会議の際に提供するお茶等が対象となります。

Q：現地に訪問するツアーを頼んだ場合、その際にかかる企画にかかる経費（手続きに係る手数料等）は対象となりますか。

A：対象外となります。

Q：海外現地での飲食代（朝食、昼食等）や日本国内の空港での飲食代は対象となるのか。

A：対象外となります。

Q：現地の関係者との関係構築等を含む会食およびカフェで打合せを行ったので、これらに

係る経費は対象となるのか。

A：対象外となります。

Q：渡航費用等、一旦渡航者が立て替え、後で法人から支払いを行った場合の支払い証明書

はどうしたらよいか。

A：渡航者が立て替えた場合は、渡航者が現地で支払った証明書と法人が渡航者に支払っ

た証明書を併せてご提出ください。

Q：空港や駅に車で行く際の駐車場代は対象となりますか。

A：対象外となります。

Q：空港までの国内移動にかかる費用は対象となりますか。

A：現地を訪問するにあたり空港までの国内移動費については、その必要性を説明のうえ、安価な経路を優先してください。

Q：ビジネスクラスの料金は対象となりますか。

A：ビジネスクラスの利用自体は法人として判断いただいて構いませんが、補助金の対象は当該便の最下級の旅客運賃（エコノミークラス）となります。ビジネスクラスを利用した場合は当該便の最下級の旅客運賃（エコノミークラス）の根拠資料も併せてご提出をお願いします。

**【その他】**

Ｑ：現地の言語で書かれた領収書等を根拠資料としてよいか。

Ａ：現地の言語で書かれた領収書の場合は、日本語に翻訳したものを併せて提出してくださ

い。また日本円に支払時の為替レートがわかる書類を併せてご提出をください。

Q：支払った根拠資料ですが、クレジットカードで支払ったため領収書がない場合は銀行の振込依頼書でいいか

A：振込依頼書と共に、支払った後の口座の写し等提出ください。

Q：現地で領収書をもらえなかったため、支払い証明書類の提出ができない場合はどうじたらよいか。

A：支払い証明書類が提出できない場合は、経費として認められません。

Ｑ：現地で活動した実績の根拠資料はどのようなものを提出すればよいか。

Ａ：例としては説明会を開催したのであればチラシやポスター、参加人数等説明会の実績、

大学を訪問等であれば訪問先の情報、会議等の参加者や実施場所が記された物（内容までは必要ありません）、現地訪問先での写真等が想定されます。現地を訪問した際のあくまで例となりますので適宜ご相談ください。